

令和6年度建設業法第31条第1項の規定に基づく立入検査の結果について

1 立入検査の概要

県では、建設工事における元請負人と下請負人との間の下請取引の適正化を図るため、建設業法に基づき立入検査を実施しています(平成18年度から)。

- (1) 実施期間：令和6年10月9日～11月29日
- (2) 対象者：60者(直近5回の立入検査を受けていない者から、県が一定の条件により選定)
- (3) 検査項目：見積、元請負人と下請負人との契約、下請工事の検査及び引渡し、元請負人から下請負人への支払等

2 立入検査の結果

検査を行った60者のうち、58者に改善を要する事案が確認されました。

これらの業者に対して、建設業法第41条第1項の規定に基づき、令和6年12月19日付けで書面による勧告又は指導を行い、改善状況報告書の提出を求めました(令和7年3月14日締切)。

勧告及び指導の対象となった主な内容は、次のとおりです(抜粋)。

項目	内容	該当者
勧告 (建設業法に抵触する行為)	・法令に基づく見積期間の未設定または日数不足	10者
	・契約書の記載内容が不十分	6者
	・変更時の契約締結が不適切	8者
	・支払期日の超過	5者
指導 (建設産業における生産システム 合理化指針等に抵触する行為)	・書面による見積依頼の未実施	9者
	・工事の工程毎の作業日数等を見積書に記載させていない	55者
	・公共工事の発注者への施工体制台帳の写しの未提出	17者
	・帳簿(建設業法第40条の3に規定)の未整備	9者

3 改善状況の確認

指導及び勧告の対象項目について、実際の契約(請負)締結等の実績がない者に対しては、次回の検査前の時期に改善状況報告内容の履行状況を再確認します。